

恵庭市監査委員告示第3号
令和4年10月14日

令和4年度監査の結果に対する措置状況の公表について

令和4年度定期監査（工事等書面）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があり、地方自治法第199条第14項及び恵庭市監査基準第21条の規定により、次のとおり公表します。

恵庭市監査委員 北林



恵庭市監査委員 柏野大介



区分	所管課等	監査の結果	措置状況
令和4年度定期監査（工事書面）	建設部管理課 公園施設長寿命化改修工事	《指導事項》 ・遊具の見積書の一部に日付がないことから、適正な設計を行う上で日付の記載された見積書で対応されるよう見直しがされたい。	・見積書への受付印押印を徹底することにより、見積書の提出年月日が確認できるよう事務を見直した。
	建設部建築課 小学校校内LAN設置工事（1工区）	《指摘事項》 ・工事看板の写真が設置日に撮影がされていないことや工事写真が添付されていない箇所があることから、工事写真の適切な撮影について徹底されたい。	・工事看板設置時に確実に写真を撮影するなど、工事写真の適切な撮影を徹底する。
	水道部上水道課 検満メーター取替工事第4工区	《指摘事項》 ・工事写真において一部撮影日付が判別しにくいものや追加変更箇所の写真が添付されていないものがあることから、適正に撮影するよう徹底されたい。	・日付等が判別できる工事写真の撮影について、工事請負業者や関係する下請業者に対して指導し再発防止に努める。また、設計変更等による追加工事の写真については、成果物として添付していないことから、市監督員及び工事請負者へ成果品として添付するよう指導し再発防止に努める。
	水道部下水道課 恵庭市公共下水道事業 基線通管渠布設工事第2工区	《指摘事項》 ・工事写真に日付黒板が無かつたことにより年月日が確認できないものもあったことから、適正に撮影されるよう徹底されたい。	・請負業者には着手時打合せ等で黒板への日付記載の徹底を指導しているところであるが、工事標識等の写真を含め、撮影年月日が記入された黒板を使用するよう指導を徹底し、再発防止に努める。